

# 日本感染看護学会会則

## 第 1 章 総則

- 第 1 条 本会は日本感染看護学会（Japanese Society of Nursing Care and Infection Control）と称する。
- 第 2 条 本会事務局は、山梨県甲府市池田 1-6-1 公立大学法人山梨県立大学大学院看護学研究科感染看護学研究室内に置く。

## 第 2 章 目的および事業

- 第 3 条 感染看護実践の学的基盤を確立するとともに感染看護実践活動の質の向上に寄与することを目的とする。
- 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- 1) 学術集会の開催
  - 2) 会誌の発行
  - 3) その他、本会の目的達成に必要な事業

## 第 3 章 会員

- 第 5 条 本会の会員は次の通りとする。
- 1) 正会員
  - 2) 賛助会員
  - 3) 名誉会員
- 第 6 条 正会員とは、本会の目的に賛同し、感染看護の研究・教育・実践に関わる個人とする。
- 第 7 条 賛助会員とは、本会の目的に賛同する個人、または団体とする。
- 第 8 条 名誉会員とは、本会の発展に多大な貢献をした者で、理事会の議決を経て推薦された者とする。
- 第 9 条 本会に入会を希望する者は、所定の申し込み用紙に記載し、本会事務局に提出するものとする。
- 第 10 条 本会に入会を認められた者は、所定の年会費を納入しなければならない。既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。
- 1) 正会員 8,000 円
  - 2) 賛助会員 1 口 50,000 円
- 第 11 条 会員は、次の場合にはその資格を喪失する。
- 1) 退会の届け出をしたとき
  - 2) 会費を 2 年分以上滞納し、かつ勧告に応じないとき
  - 3) 死亡または失踪宣告
  - 4) その他本会則に違反したとき

## 第 4 章 役員・評議員および学術集会長

- 第 12 条 本会に次の役員を置く。任期は 3 年とし、再任を妨げない。但し、学術集会長は年度毎に決定する。

- 1) 理事長 1名
- 2) 理事 若干名
- 3) 幹事 若干名
- 4) 監事 2名
- 5) 評議員 若干名
- 6) 学術集会長 1名

第13条 役員の仕事は次の通りとする。

- 1) 理事長は、本会を代表し会務を掌握し評議員会を招集する。  
理事長および理事は、理事会を組織し会務を執行する。  
理事長は、収支予算および決算、役員人事など主な会務について総会で会員の承認を受けなければならない。
- 2) 幹事は、幹事会を組織し、理事長を助けて会務を分掌し、会の事業運営を実行する。
- 3) 監事は、会務を監査し理事会に報告する。
- 4) 評議員は、理事長の諮問に答え会務の円滑な運営を助ける。また、理事の選出ならびに理事会の議決事項の実施について審議し承認する。
- 5) 学術集会長は、定期学術集会を主宰する。学術集会を終了し担当業務の終結を理事会により承認を受けたのち、次期集会長に引き継ぐことで任期を終了する。

第14条 役員を選出は次のとおりとする。

- 1) 理事長の選出は理事の互選による。
- 2) 理事及び監事は、評議員会によって選出される。
- 3) 評議員は正会員の代表者の中から互選により選出する。但し、定員の一部は理事長の指名により、正会員の中から委嘱するものとする。
- 4) 幹事は評議員の中から理事長が指名し、理事会の承認により決定する。
- 5) 学術集会長は、理事長が委嘱し理事会の承認を受けたのち評議員会に報告する。

## 第5章 会議

第15条 本学会の運営のため次の会議を開催する。会議は理事長が招集し議長となる。

- 1) 理事会
- 2) 評議員会（年1回以上）
- 3) 幹事会
- 4) 総会

第16条 各会議は当該構成員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛否をもって議決する。但し、委任状を提出したものは出席とみなす。

第 17 条 理事長は総数の 1/3 以上の評議員の要請があるときは、臨時評議員会を開催しなければならない。臨時評議員会は評議員数の過半数（委任状を含む）をもって成立し、出席者の過半数の賛否をもって議決する。

第 18 条 理事会ならびに幹事会は、必要に応じて理事長が招集する。

## 第 6 章 会計

第 19 条 本会の費用は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

第 20 条 本会の予算および決算は、評議員会の承認を受け、総会で会員の承認を受けなければならない。

第 21 条 本会の会計年度は、各年 4 月 1 日に始まり、3 月 31 日で終わる。

第 22 条 学術集会の費用は、学術集会参加費をもって充当する。

第 23 条 学術集会の決算は、理事会に報告しなければならない。

## 第 7 章 編集委員会（会誌等）

第 24 条 会誌等を発行するため本会に編集委員会を置く。

第 25 条 編集委員会は、理事のうちから理事長が委嘱する。

## 第 8 章 会則の変更

第 26 条 本会則の変更は、理事会の議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

### 附 則

この会則は、平成 12 年 12 月 16 日から施行する。

### 附 則

この会則は、平成 17 年 1 月 22 日から施行する。

### 附 則

この会則は、平成 18 年 1 月 28 日から施行する。

### 附 則

この会則は、平成 21 年 1 月 24 日から施行する。ただし、平成 21 年度の会計年度は、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

### 附 則

この会則は、平成 22 年 8 月 19 日から施行する。